

第5章 障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

<第2期障がい児福祉計画に係る見込み量等調査>

事 項	令和元年度末 の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	81	100	100	100
認定こども園	3	15	115	125
放課後児童健全育成事業	88	90	95	100
幼稚園	81	85	0	0

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和4年	国指針：各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

■ 具体的な方法

令和2年度にセンターの実施事業所は決定しており、今後は、専門的支援、地域支援についてセンターと調整していきます。

② 保育所等訪問支援の充実

	構築時期	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和4年	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

令和2年4月1日現在、中部圏域内において7ヶ所(うち、市内事業所1ヶ所)の事業所でサービス提供が実施されている。市内のサービス提供事業所と保育所等訪問支援の充実に向け、事業所の確保等の取り組みについて意見交換を行う。また、令和4年度設置となる児童発達支援センターにおいても、実施事業所と協議を行っていきます。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	令和5年	国指針：各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

実現可能な事業所へのアプローチを継続して行います。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和5年	国指針：各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和5年度末までに確保することとされている

■ 設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会において必要時開催されており、うるま市独自の「あったらいいな～支援」において実際に協議されサービス化も行ってきている。今後も同協議の場を自立支援会議の機能に付与していく。

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和3年	令和4年	令和5年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4	4	4	4	令和元年度に基幹相談支援センターと委託相談員が医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講し4人を配置、医療機関をはじめとする関係機関と調整を図っていく。

2. 第2期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。第5期の利用者数の実績値は計画値を下回っていますが、一月当たりの利用量は計画を上回っています。事業所数は令和元年から2年度で2カ所増加しています。

【見込み量の算出根拠】

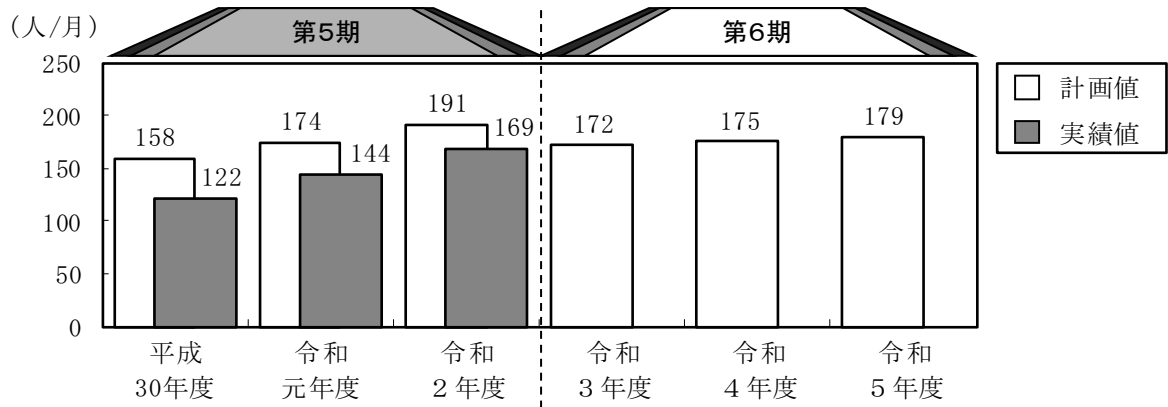
令和2年度の利用者数(見込み)は、令和元年度の3月サービス提供月の利用者数(144人)に令和元年度の前年度比(118%※無償化制度に伴い増加傾向)を乗じて見込みました。令和3年度以降は、前年度比(102%)での増加として利用者数を見込んでいます。また、利用量については、令和元年度の1人一月あたりの平均利用量(14日)を各年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	158	174	191	172	175	179
実績値	人/月	122	144	169	—	—	—
計画と実績の差		△36	△30	△22			

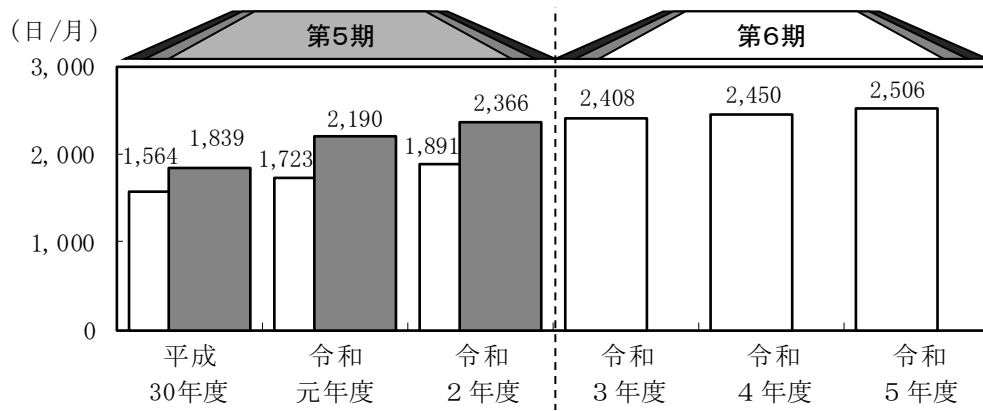
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	1,564	1,723	1,891	2,408	2,450	2,506
実績値	日/月	1,839	2,190	2,366	—	—	—
計画と実績の差		275	467	475			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



イ)医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。第5期の実績値が計画値をやや下回っているのは、市内に事業者がなく、また中部管内でも1カ所のみであり、利用が思うようにできない状況にあります。

【見込み量の算出根拠】

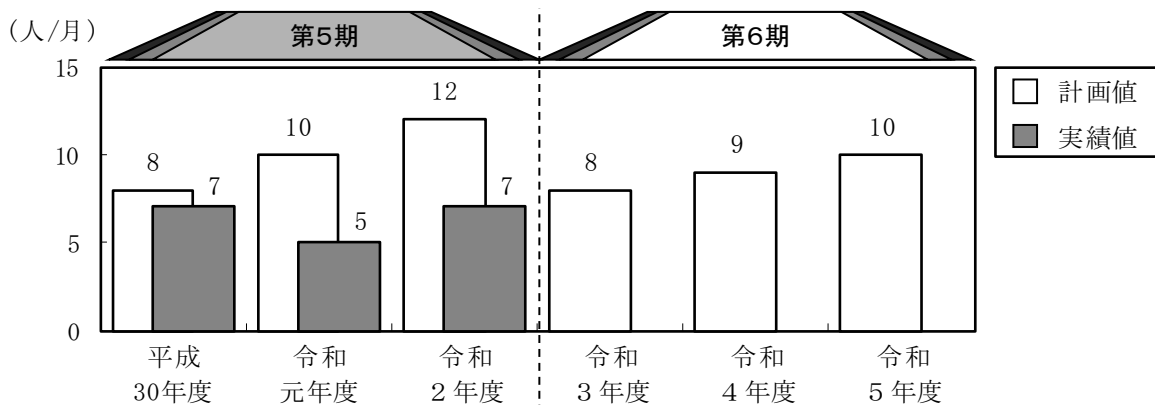
令和2年度の利用者数(見込み)は、令和2年6月末のサービス支給決定者(7人)を見込みました。令和3年度以降は、+1の増加を見込みます。利用量について、令和元年度の1人一月あたりの平均利用量(14日)を各年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	8	10	12	8	9	10
実績値	人/月	7	5	7	—	—	—
計画と実績の差		△1	△5	△5			

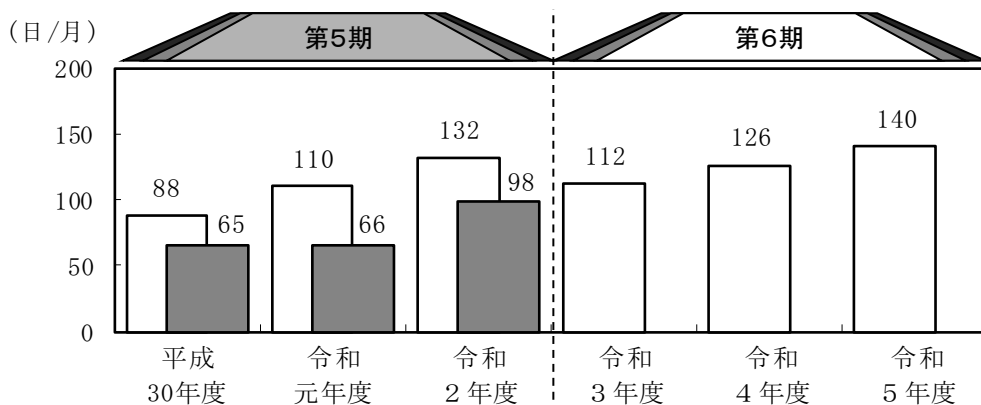
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	88	110	132	112	126	140
実績値	日/月	65	66	98	—	—	—
計画と実績の差		△23	△44	△34			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



ウ) 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。第5期の実績値は、やや計画値を下回っていますが、ニーズは高く利用申請者は年々増加傾向にあります。

【見込み量の算出根拠】

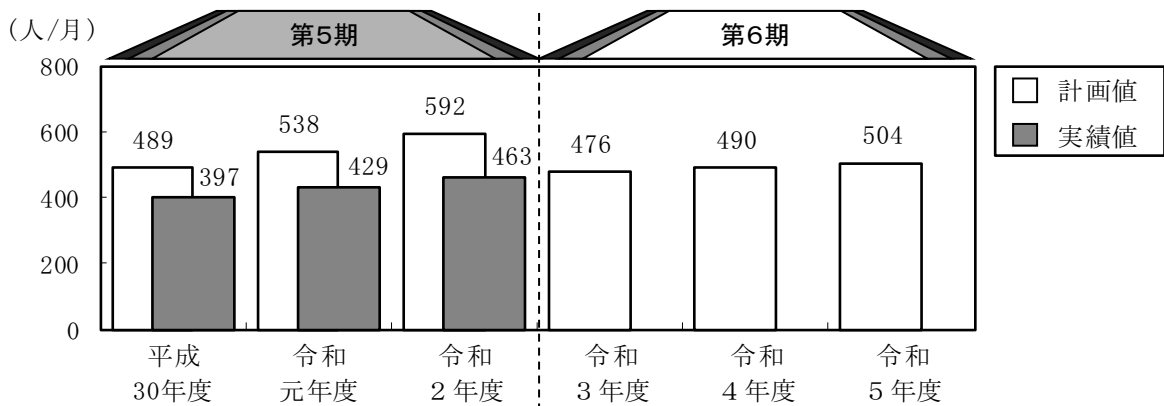
令和2年度の利用者数(見込み)は、令和元年度の3月サービス提供月の利用者数(429人)に令和元年度の前年度比(108%)を乗じて見込みました。令和3年度以降は、前年度比(103%)での増加として利用者数を見込んでいます。利用量について、令和元年度の1人一月あたりの平均利用量(16日)を各年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	489	538	592	476	490	504
実績値	人/月	397	429	463	—	—	—
計画と実績の差		△92	△109	△129			

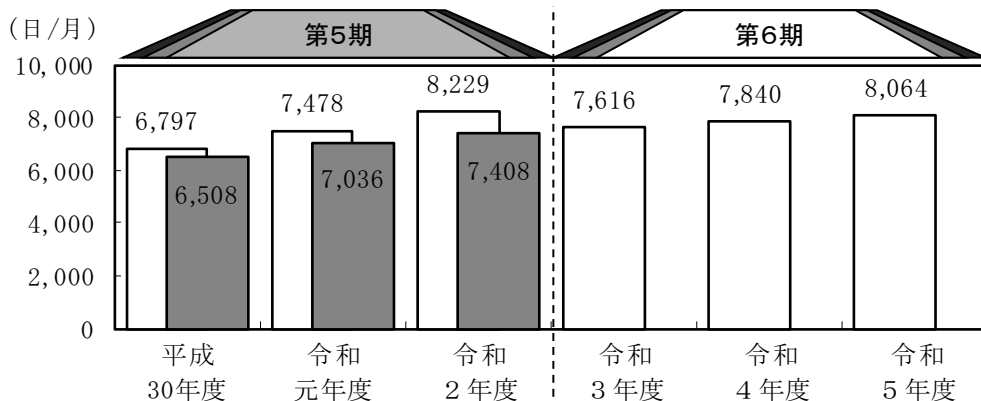
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	6,797	7,478	8,229	7,616	7,840	8,064
実績値	日/月	6,508	7,036	7,408	—	—	—
計画と実績の差		△289	△442	△821			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



エ) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。第5期の利用実績値は、計画値を下回っています。今後、事業所の増加に努める必要があります。

【見込み量の算出根拠】

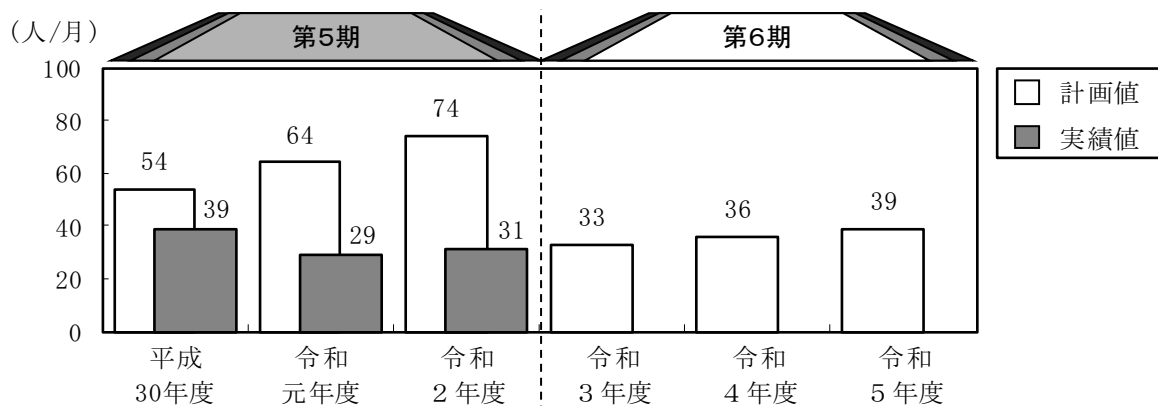
令和2年度の利用者数(見込み)は、令和元年度の3月サービス提供月の利用者数(29人)に令和元年度の月平均伸び率(108%)を乗じた数で見込みました。令和3年度以降は、前年度比(108%)での増加として利用者数を見込みます。利用量は、令和元年度の1人一月あたりの平均利用量(2日)を各年度の利用者数に乗じて算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	54	64	74	33	36	39
実績値	人/月	39	29	31	—	—	—
計画と実績の差		△15	△35	△43			

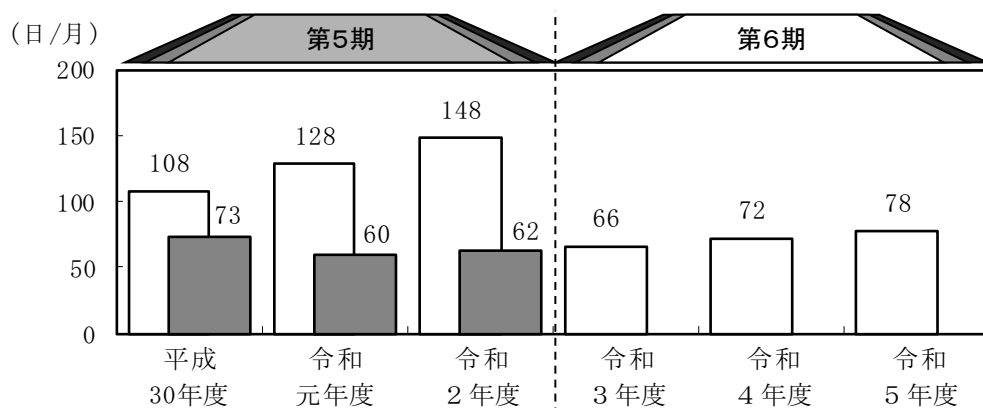
利用量	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	日/月	108	128	148	66	72	78
実績値	日/月	73	60	62	—	—	—
計画と実績の差		△35	△68	△86			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



わ) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から新しく導入されたサービスです。重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

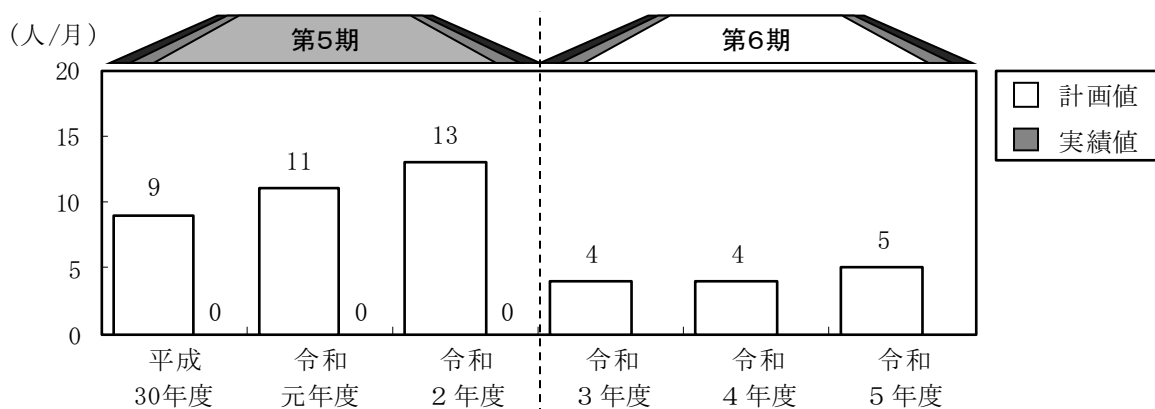
【見込み量の算出根拠】

提供事業所はないが医療型児童発達支援の見込み人数の50%で算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	9	11	13	4	4	5
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△9	△11	△13			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



か) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。第5期の利用者数は概ね計画通りとなっています。

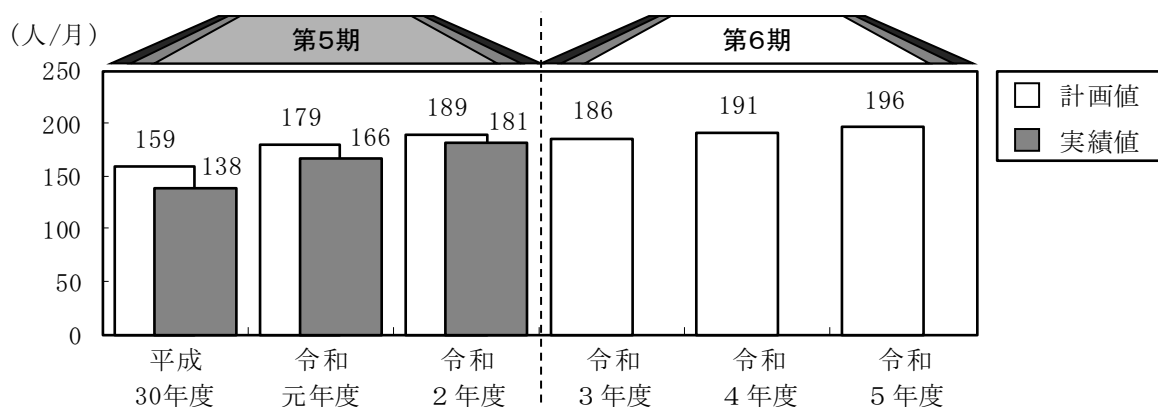
【見込み量の算出根拠】

平成29年度から令和元年度の平均値に令和元年度の前年度比(120%)を乗じて、令和2年度の利用者数(見込み)を見込みました。令和3年度以降は、前年度比(103%)で算出しました。

利用者数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	人/月	159	179	189	186	191	196
実績値	人/月	138	166	181	—	—	—
計画と実績の差		△21	△13	△8			

資料：障がい福祉課 ・令和2年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用者	人/月	122	144	169	172	175	179
	利用量	日/月	1,839	2,190	2,366	2,408	2,450	2,506
医療型児童発達支援	利用者	人/月	7	5	7	8	9	10
	利用量	日/月	65	66	98	112	126	140
放課後等デイサービス	利用者	人/月	397	429	463	476	490	504
	利用量	日/月	6,508	7,036	7,408	7,616	7,840	8,064
保育所等訪問支援	利用者	人/月	39	29	31	33	36	39
	利用量	日/月	73	60	62	66	72	78
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	4	4	5
障害児相談支援	利用者	人/月	138	166	181	186	191	196

※令和2年度は、見込みの数値。

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、サービス事業所や関係機関との連携を図り、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が地域で自分らしく生き生きと暮らし、社会参加できるように、支援のネットワークづくりを図ります。

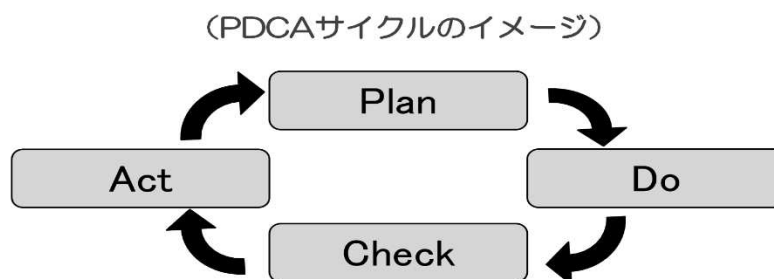
2. 計画の広報等

本計画について市ホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、サービス事業所、自治会、民生委員・児童委員など地域で活動する方々の協力を得て、障がい者をはじめとした地域住民への計画の周知・広報を行っていただくように、連携を図ります。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更するなどの措置を講じることとされています。このため、本計画の進行管理として、PDCAサイクルによる計画の評価を行い、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

資料編

〇うるま市障がい者自立支援協議会設置規則

平成19年3月19日

規則第13号

改正 平成21年7月31日規則第46号

平成25年3月29日規則第37号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第83条第3項に基づき、うるま市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 委託相談支援事業者の運営及び評価等に関すること。
- (2) 処遇困難ケースに対するケアマネジメント及びサービス調整に関すること。
- (3) 地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (5) その他障がい者福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 障がい者関係団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業及び団体に従事する者
- (4) 相談支援事業所に従事する者
- (5) 保健・医療機関に従事する者
- (6) 教育・雇用機関に従事する者
- (7) 知識経験を有する者
- (8) 企業に従事する者
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が認めた者

2 前項第9号で規定する委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(役員等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、第2条に掲げる事項を総合的に協議するため、会議を開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要と認める時期に会議を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴することができるものとする。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に掲げる事項を個別的に協議するため、分野別の部会を設置する。

- 2 部会の委員は、会長が指名し、部会にはリーダー及び副リーダーを置くものとする。
- 3 リーダーは、部会の委員の互選により選任し、副リーダーは、リーダーの指名により定める。
- 4 リーダーは、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 リーダーは、必要と認める時期に部会を開催する。
- 7 リーダーは、必要に応じ委員以外の者を部会へ出席させ、意見等を聴することができるものとする。

(関係機関との連携等)

第7条 協議会は、会議及び部会の運営に際し、うるま市社会福祉協議会、うるま市民生委員・児童委員連絡協議会、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県職業安定所等の関係機関と連携を密にして運営に当たらなければならない。

(個人情報保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で知り得た障がい者（児）のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月31日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第37号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〇うるま市障がい者自立支援協議会委員名簿

	氏 名	所属
1	こじや たかし 古謝 敬	市民代表 (身体障がい者協会 会長)
2	こだま はつみ 児玉 初美	市民代表 (うるま市多様性を応援する親の会 ふろしき)
3	たから ひとみ 高良 瞳	うるま市手をつなぐ育成会 副会長
4	やましろ やすよ 山城 康代	一般社団法人りあん 代表
5	にししまもと ゆきよ 西島本 幸代	相談支援事業所サマンの木 相談支援専門員
6	くが いあきこ 久貝 晶子	沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま〜る
7	いけい のりあき 伊計 昇明	一般社団法人 kuokea 生活介護事業所 koa 所長
8	まつもと まなぶ 松本 学	うるま市地域生活支援 センターあいあい 所長
9	みやさと つかさ 宮里 司	うるま市社会福祉協議会 事務局長
10	おど さとし 小渡 敬	医療法人 社団志誠会 平和病院 院長
11	しろま まさつぐ 城間 政次	沖縄県立美咲特別支援学校 校長
12	ながみね みき 長嶺 みき	沖縄公共職業安定所(ハローワーク沖縄) 専門援助部門統括
13	やすむら つとむ 安村 勤	地域生活支援センターウェーブ 所長
14	こうち むつこ 幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援センター 花灯 所長
15	とうま しげとし 当間 重俊	うるま市役所 福祉部 部長
16	きんじょう たえこ 金城 妙子	うるま市役所 子ども部 部長
17	うざ のりゆき 宇座 徳之	うるま市役所 経済部 商工労政課 課長

第6期うるま市障害福祉計画及び
第2期うるま市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 うるま市
企画・編集 障がい福祉課
〒904-2292
沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL 098-973-5452 / FAX 098-973-5103

協力 有限会社 システム・エッグ
〒901-1103
沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1
TEL 098-888-3090



うるま市